

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書・給与所得者の配偶者控除等申告書・所得金額調整控除申告書の記載例

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

1 所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) ○○○○株式会社 (フリガナ) ヤマカワ タロウ
 神田 2 給与の支払者の法人番号 2123131415161718 あなたの氏名 山 川 太 郎
 給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3 あなたの住所 東京都練馬区栄町23-7

◆給与所得者の基礎控除申告書◆
 ① あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算
 所得の種類 収入金額 所得金額
 (1) 給与所得 8,970,000 6,973,000
 (2) 給与所得以外の所得の合計額 6,973,000
 あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額 6,973,000
 ② 控除額の計算
 判定 900万円以下 (A) 48万円
 900万円超 950万円以下 (B) 48万円
 950万円超 1,000万円以下 (C) 48万円
 1,000万円超 2,400万円以下 32万円
 2,400万円超 2,450万円以下 32万円
 2,450万円超 2,500万円以下 16万円
 基礎控除の額 480,000
 ◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆
 ① 配偶者の氏名 山 川 明 子
 ② 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算
 所得の種類 収入金額 所得金額
 (1) 給与所得 950,000 400,000
 (2) 給与所得以外の所得の合計額 400,000
 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額 400,000
 ③ 控除額の計算
 判定 900万円以下 (A) 48万円
 900万円超 950万円以下 (B) 48万円
 950万円超 1,000万円以下 (C) 48万円
 1,000万円超 2,400万円以下 32万円
 2,400万円超 2,450万円以下 32万円
 2,450万円超 2,500万円以下 16万円
 基礎控除の額 480,000
 ◆所得金額調整控除申告書◆
 ① 給与所得者(配偶者)の所得金額(※1) 8,970,000
 ② 給与所得者(配偶者)の所得金額(※2) 950,000
 ③ 所得金額調整控除の額 160,000
 ④ 所得金額調整控除の率 1.77%

1 氏名、住所などの記入

1 所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) ○○○○株式会社 (フリガナ) ヤマカワ タロウ
 神田 2 給与の支払者の法人番号 2123131415161718 あなたの氏名 山 川 太 郎
 給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3 あなたの住所 東京都練馬区栄町23-7

▶① 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。
 (注) 給与の支払者の法人番号をあらかじめ記載(印字)して、給与所得者に配付しても差し支えありません。

2 給与所得者の基礎控除申告書の記入

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

① ○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算
 所得の種類 収入金額 所得金額
 (1) 給与所得 8,970,000 6,973,000
 (2) 給与所得以外の所得の合計額 6,973,000
 あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額 6,973,000
 ② ○ 控除額の計算
 判定 900万円以下 (A) 48万円
 900万円超 950万円以下 (B) 48万円
 950万円超 1,000万円以下 (C) 48万円
 1,000万円超 2,400万円以下 32万円
 2,400万円超 2,450万円以下 32万円
 2,450万円超 2,500万円以下 16万円
 基礎控除の額 480,000
 ※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

▶① あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

給与所得については、直近の源泉徴収票や給与支払明細書を参考にして見積もった令和2年中の給与の収入金額(給与を2か所以上から受けている場合には、その合計額)を「収入金額」欄に記載し、その給与の収入金額を基に右の「給与所得の計算欄」を使用して所得金額を計算します。また、給与所得以外の所得がある場合には、その合計額を記載します。ここで計算する所得には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完了するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。詳しくは、この年末調整のしかたの94・95ページ又は国税庁ホームページの「給与所得以外の所得の種類等」をご確認ください。



左記のページはこちら

●給与所得の計算欄

給与の収入金額		円	A
給与の収入金額(A)		給与所得の金額	
1円以上	550,999円以下	0円	
551,000円以上	1,618,999円以下	A-550,000円	
1,619,000円以上	1,619,999円以下	1,069,000円	
1,620,000円以上	1,621,999円以下	1,070,000円	
1,622,000円以上	1,623,999円以下	1,072,000円	
1,624,000円以上	1,627,999円以下	1,074,000円	
1,628,000円以上	1,799,999円以下	A+4(千円未満の端数切捨て)0.000円	
1,800,000円以上	3,599,999円以下	A+4(千円未満の端数切捨て)0.000円	
3,600,000円以上	6,599,999円以下	A+4(千円未満の端数切捨て)0.000円	
6,600,000円以上	8,499,999円以下	A×0.9-1,100,000円	
8,500,000円以上		A-1,950,000円	

(注) 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からそれらの控除額を控除してください。
 なお、所得金額調整控除の額の計算方法は次のとおりです(①、②の両方がある場合にはそれらの合計額)。
 ① (給与の収入金額(※1)-850万円)×10%
 ※1 1,000万円を超える場合は、1,000万円
 ② 給与所得控除後の給与等の金額(※2)+公的年金等に係る雑所得の金額(※2)-10万円
 ※2 10万円を超える場合は、10万円

▶② 控除額の計算

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

▶③ 区分I

配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人は、「控除額の計算」の「判定」欄の判定結果に対応する記号(A~C)を記載します。
 (注) この欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人が記載しますので、それ以外の人は記載不要です。

3 給与所得者の配偶者控除等申告書の記入

◆記載に当たってのご注意◆

- 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
1. あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の両方に記載してください。
 2. 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください（「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません）。
- 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の主たる給与の収入金額が650万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (①と②の合計額)		6,973,000 円

○ 控除額の計算

判定	900万円以下 (A)	900万円超 950万円以下 (B)	950万円超 1,000万円以下 (C)	1,000万円超 2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下
判定	☒ 900万円以下	☐ 900万円超 950万円以下	☐ 950万円超 1,000万円以下	☐ 1,000万円超 2,400万円以下	☐ 2,400万円超 2,450万円以下	☐ 2,450万円超 2,500万円以下
基礎控除の額	48万円	32万円	32万円	32万円	32万円	16万円

※ 左記の「基礎控除の計算」の表を参考に記載してください。

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

○「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。

○「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者の氏名：ヤマカワ アキコ
配偶者の生年月日：昭和52年10月5日
あなたと配偶者の住所又は居所：異なる場合の配偶者の住所又は居所
配偶者の生計を一にする事実：生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000 円	400,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (①と②の合計額)		400,000 円

○ 控除額の計算

区分Ⅰ	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(①と②の合計額)」(※印の金額))
A	48万円	38万円	38万円	36万円
B	32万円	26万円	26万円	24万円
C	16万円	13万円	13万円	12万円

配偶者控除の額：380,000 円
配偶者特別控除の額：0 円

※ 左記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

※ 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用は受けられません。

▶① 配偶者の氏名、個人番号など

一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である配偶者」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等（異動）申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

▶② 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

「2 給与所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

▶③ 判定及び区分Ⅱ

「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額及び配偶者の生年月日を基に「判定」欄の該当箇所をチェックを付け、判定結果に対応する記号（①～④）を「区分Ⅱ」欄に記載します。

▶④ 控除額の計算

「控除額の計算」の表に区分Ⅰの判定結果（A～C）と区分Ⅱの判定結果（①～④）を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

▶⑤ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

区分Ⅱが①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に、区分Ⅱが③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に「控除額の計算」の表で求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。

4 所得金額調整控除申告書の記入

◆所得金額調整控除申告書◆

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「特別障害者」欄にその該当する者について記載してください。

なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。

○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件：
☐ あなた自身が特別障害者（右の★欄のみを記載）
☐ 同一生計配偶者[※]が特別障害者（右の★欄及び★欄を記載）
☐ 扶養親族が特別障害者（右の★欄及び★欄を記載）
☒ 扶養親族が年齢23歳未満（平成10.1.2以後生）（右の★欄のみを記載）

扶養親族等：
（フリガナ）
同一生計配偶者又は扶養親族の氏名：ヤマカワ イチロウ
あなたと左記の者の住所又は居所：異なる場合の左記の者の住所又は居所
左記の者の生年月日：昭和56年5月17日
左記の者の左記の者の合計あなたとの総所得金額（見積額）：0 円

★ 特別障害者に該当する事実
（裏面「3～24」を参照）

（注）「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下）の人をいいます。

※ あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

▶① 要件

該当する要件にチェックを付けます。なお、2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの項目にチェックを付けます。

※ 「特別障害者」とは、障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている人など、精神又は身体に重度の障害のある人をいいます。詳しくは、この年末調整のしかたの17・18ページ又は国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1160障害者控除」をご確認ください。



左記のページは
こちらから

※ 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

※ 「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

▶② ☆扶養親族等

「要件」欄で「同一生計配偶者が特別障害者」、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合、その要件に該当する同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。なお、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶③ ★特別障害者

「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの特別障害者に該当する事実を記載します。※特別障害者に該当する人が「扶養控除等（異動）申告書」に記載している特別障害者と同じである場合には、「扶養控除等申告書のとおり」と記載して差し支えありません。